

廿日市市空家等管理活用支援法人の指定に関する方針

1 趣旨

廿日市市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項に規定する指定の方針を定める。

2 市が求める業務の内容

要綱第3条第1項第5号に規定する市が求める業務は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第24条第1号に規定する業務として実施する、空き家バンク運営業務とする。

3 指定の条件

- (1) 要綱第3条第1項第1号に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社は、広島県内に事業所があることを要するものとする。
- (2) 要綱第3条第1項第2号に規定する別途市長が定める期間は、3年とする。

4 指定の基準

要綱第3条第1項第6号に規定する市長に認められていることとは、公募型プロポーザルにおいて必要な水準に達していることとする。

5 支援法人の指定数

指定する空家等管理活用支援法人の数は、3法人以内とする。

6 指定の期間

指定の期間は、廿日市市空き家バンク運営業務委託の契約期間と同一とする。

7 その他

本方針は、指定の状況等を踏まえ適宜見直すこととする。

附 則

この方針は、令和8年4月1日から施行する。